

春日井市公共下水道事業計画区域外から公共下水道への接続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第24条第1項に基づき春日井市下水道条例（昭和43年春日井市条例第8号。以下「条例」という。）第16条で定める行為の許可のうち春日井市公共下水道事業計画区域（以下「事業計画区域」という。）の外から公共下水道への接続に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水施設 公共下水道のうち、公共ます及び取付管をいう。
- (2) 排水設備 公共ますに固着させる、下水を流入させるために宅地に設置する排水管をいう。
- (3) 区域外接続 法第4条により市が事業計画を定めた区域外の土地で発生した汚水を排除する目的で、排水施設を公共下水道の管渠等に固着することをいう。
- (4) 宅地 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の敷地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地のうち、道路に面した建築物の敷地として供されている一筆又は数筆の土地（将来建築物の敷地として確実に供される場合（建築基準法第6条第1項の確認を受けている場合並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可を受けている場合をいう。）を含む。）をいう。ただし、当該土地が里道、水路等で分断されていることにより一団の土地として利用できない場合にあっては、当該土地を除く。
- (5) 開発行為 都市計画法第4条第12号に規定する開発行為のうち、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

(許可の範囲)

第3条 事業計画区域の外から行う法第24条第1項第3号の行為に対する許可の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 宅地の排水を排除する場合
 - (2) 道路を有する開発行為により設置する管渠の排水を排除する場合
 - (3) 前号の公共下水道の管渠等に固着する公共下水道に相当する管渠に開発行為内の宅地の排水を排除する場合
- 2 前項の許可の範囲は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 区域外接続に係る土地が、都市計画法に基づく尾張都市計画市街化区域内かつ下水道基本計画区域内であること。
 - (2) 区域外接続に係る土地に接する道路に下水道管渠（圧送管等取付管の設置を公共下水道管理者が認めない下水道管渠を除く。）が埋設されていること。
 - (3) 排除する汚水が関係法令等の基準に適合していること。
 - (4) 公共下水道の処理能力及び機能並びに他の都市計画事業に支障をきたさな

いこと。

- (5) 設置する排水設備及び排水施設が法令等に定める基準に適合していること。
- (6) 区域外接続に係る土地が、集合処理方式による浄化槽を利用している地域でないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、公共事業のうち、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が特に必要と認める場合は、公共下水道の管渠等に排水を排除することができる。

（事前協議）

第4条 区域外接続をしようとする者（以下「申請者」という。）は、許可の申請の前に事前協議申請書（第1号様式）により申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

（協議の承認）

第5条 市長は、前条の事前協議の申請があったときは、その内容を審査し、承認の是非を決定し、審査結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の承認について、市長は条件を付すことができる。

（受益者負担金の納付）

第6条 前条の承認を受けた区域外接続に係る土地の所有者は、尾張都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年春日井市条例第30号。以下「負担金条例」という。）第7条第3項の規定に基づき、受益者負担金（以下「負担金」という。）を納付しなければならない。

2 市長は、納期限までに負担金の納付がされない場合は、承認を取り消すものとする。

（許可の申請）

第7条 申請者は、前条の負担金を納付した後、春日井市下水道条例（昭和43年春日井市条例第8号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定による申請を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、負担金条例第8条又は、第9条第1項の規定に該当するものは、負担金の納付を経ずに前項の許可を申請することができる。

3 前項の場合において、負担金条例第8条の規定に該当するものは、期間満了後に前条の規定に基づき負担金を納めなければならない。

（許可の決定）

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、許可を決定し、申請者に制限行為許可書（第3号様式）により通知するものとする。

2 前項の許可について、市長は条件を付すことができる。

（工事費用の負担）

第9条 前条の許可を受けた者は、当該排水施設、排水設備及び公共下水道に相当する管渠等（以下「排水施設等」という。）の許可に係る施設の工事に要するすべての費用を負担するものとする。

（財産の移管）

第10条 許可を受けて設置した排水施設等のうち、公共下水道に相当する財産は、設置後速やかに、市の基準等に適合しているかの確認を受けた後、市へ無償譲渡しなければならない。

2 前項に規定する確認及び無償譲渡の申し出は、設置報告書兼下水道施設無償譲渡申出書（第4号様式）を使用する。

3 市は、第1項に規定に基づく施設の確認において不備が認められなかった場合、承諾書（第5号様式）を申請者に通知するものとする。

4 第1項に規定する確認において不備があった場合、設置者はこれを是正しなければならない。

（許可を受けた施設等への接続）

第11条 この要綱に基づき許可を受けて設置した排水施設等（公共下水道に相当する管渠を除く。）に、他の者が排水施設等を接続することはできない。ただし、公共事業等のうち市長が必要と認めたものは、この限りでない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成13年1月4日から施行する。

2 認可区域（都市計画法第59条）外からの流入に関する取扱要綱（平成2年9月5日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は平成17年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年3月30日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、平成24年4月1日以後に賦課する負担金について適用し、同日前に賦課した負担金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条に規定する財産の移管について、改正前の春日井市公共下水道事業計画区域外から公共下水道への接続に関する要綱に基づき公共下水道事業計画区域外から公共下水道に接続された公共下水道に相当する施設については、設置者から無償譲渡の申し出及び公共下水道台帳に記載するために必要な情報が提出され、かつ、市の基準等に適合していることが確認できた場合は改正後の第10条の規定を適用するものとし、無償譲渡されない場合及び市の基準等に適合していることが確認できない場合は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

（宛先）春日井市長

住所
申請者
氏名
電話

事前協議申請書

下水道法第24条第1項に定める公共下水道管理者の許可を申請するにあたり、春日井市公共下水道事業計画区域外から公共下水道への接続に関する要綱第4条に規定する事前協議を提出します。

施設場所			
使用者	住所 氏名		
設置の目的			
排水の種類			
計画排水量	m ³ /日	計画最大排水量	m ³ /日
工事予定時期			
備 考			

添付書類 1 位置図 2 平面図（排水施設の設置位置を記すこと）
3 公図の写し 4 現況写真 5 市長が必要と認める資料

制限行為許可(変更)申請書

年 月 日

(宛先)春日井市長

住 所

申請人

氏 名

施 設 場 所		
使 用 者	住所	氏名
設 置 の 目 的		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
施 行 業 者	住所	氏名 (TEL)

注 添付書類 1 物件の設置場所を表示した平面図

2 物件の配置および構造を表示した平面図

許 可 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	

注 太枠以外の欄は申請人において記入しないこと。

年 月 日

（宛先）春日井市長

住所
申請者
氏名
電話

設置報告書兼下水道施設無償譲渡申出書

次のとおり工事が完成しましたので報告します。また、完成した下水道施設を貴市に無償で譲渡したいので申し出ます。

1 工事等の場所 春日井市 番地先

2 譲渡施設一覧表

		種類及び形式	個数	備考
排水施設	公共ます	材質 口径 φ mm	個	
	取付管	材質 管接合形式	箇所	
	その他			

3 土地所有者欄

（この欄は、申請者と土地所有者が異なる場合のみ自署で記入して下さい。）

表題のとおり、上記施設を貴市に無償で譲渡することに同意します。
住所
氏名
電話

- 添付書類 1 位置図 2 平面図（排水施設の設置位置を記すこと）
3 公共下水道台帳の写し 4 工事写真
5 道路占用掘削許可書の写し
6 汚水接続ます設置出来形図 7 その他市長が必要と認める資料